

令和 7 年

行方市農業委員会

第 5 回総会会議録

(令和 7 年 5 月 2 6 日)

令和7年5月26日 行方市農業委員会第5回総会を行方市役所北浦庁舎第1会議室において開催し、その内容は次のとおりである。

1 本日の会議に付した議案

議案第26号	農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について
議案第27号	農地法第5条の規定による許可申請に対する権利の設定、移転を伴う転用許可について
議案第28号	農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更の承認について
議案第29号	現況証明願について
議案第30号	令和6年度推進委員等の最適化活動の点検・評価について
議案第31号	農地中間管理事業の推進に関する農用地利用促進計画案の意見決定について
報告第22号	農地法第5条の規定による許可の取消願の受理について
報告第23号	農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について
報告第24号	農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
報告第25号	農業委員及び農地利用最適化推進委員活動状況について

2 本日の出席委員

1番 一村 栄	2番 豊村 由貴	3番 大原 一美
4番 野口 浩	5番 木村 守	6番 阿部 力男
7番 飯島 清	8番 関口 順一	9番 谷田川 栄
10番 近藤 芳子	11番 茂木 孝	12番 橋本 清
13番 横瀬 忠美	14番 本澤 政雄	15番 風間 啓次
16番 小沼 正二	17番 郡司 正彦	18番 椎名 勇
19番 高塚 利英		

本日の出席推進委員

1番 深澤 泉	2番 平山 正	3番 金田 景行
4番 宮寄 春樹	5番 箕輪 澄子	6番 森山 正一
7番 小澤 信一	8番 山崎 雄一	9番 一條 克之
10番 小嶋 得男	11番 横田 俊信	12番 宇井 勝之
13番 野原 賢一	14番 川島 隆道	15番 石田 充春
16番 千ヶ崎 敏男		

3 本日の欠席委員

なし

本日の欠席推進委員

なし

4 議事内容

(開会宣言) 午後 3時00分

事務局	総会開会にあたり、椎名農業委員会会長よりご挨拶をお願いしたいと思います。
会長	(会長挨拶) それでは、一言ご挨拶申し上げます。 本日はお忙しい中、第5回総会へ出席をいただき、ありがとうございます。 また、総会前のタブレット講習会ということで、お疲れさまでございました。 さて、米発言で江藤農相が辞任し、後任に小泉さんが農相になりました。政府備蓄米の放出方法を随意契約にして、国が任意で売渡先を選び、価格は国が設定、売渡先は大手小売業者、国が同量を買戻すルールを流しました。 事業者への売渡しは60キロ当たり1万円程度とする方針だそうです。6月上旬には5キロ2,000円の備蓄米が店頭に並ぶとの見通しを示しました。今後見守りたいと思います。 最後になりましたが、本日の議案のご審議をお願い申し上げて、挨拶といたします。
事務局	(議長の選出) ありがとうございました。 それでは、議事日程に入っていきますが、その前に資料の閲覧の準備をお願いしたいと思います。 それでは、議長につきましては、農業委員会規則第5条第1項によりまして椎名会長に議長としての議事進行をお願いいたします。
議長	(委員の出席状況) それでは、ただいまの出席委員は19名、欠席委員はゼロ名ですので、定数に達しておりますので、令和7年行方市農業委員会第5回総会を開会いたします。
議長	(会議録署名人の指名) 日程第1、会議録署名人の指名については、議長において次のように指名いたします。 1 番一村 栄委員 2 番豊村由貴委員。
議長	(書記の任命) 総会書記の選出です。 総会書記の任命については、事務局の稲田事務局長補佐、荒井係長を任命します。
議長	(会期) 次に、日程第3、会期の決定であります。本日の会期は、本日1日としたいと思います。これにご異議ございませんか。
全員	異議なし。(全員一致)
議長	異議なしと認め、会期は本日1日といたします。

	(経過報告)	
議 事	長	次に、日程第４、経過報告について、事務局より報告願います。
事 務 局	長	それでは、私から５月の行事の経過報告につきましてご報告させていただきます。
		報告書に基づきまして説明をさせていただきます。
		５月１２日でございます。広報委員会が開催されまして、農委だより第４０号について検討しております。出席者は広報委員になっております。
		同じく１２日でございます。行方市農業再生協議会の総会ということで、会長と事務局出席の下、総会が開催されております。
		続きまして、５月１５日、農地部会を北浦庁舎で開催しております。この場では、農地部会員と事務局で出席しております。非農地判断の判断基準についての検討、また、営農型太陽光発電の更新申請についての検討をしております。
		続きまして、５月１６日でございます。農業委員会行方地域協議会総会ということで、北浦庁舎で開催しております。こちらは、会長、会長代理、農地農政副会長及び事務局で参加しています。こちらにつきましては、行方市、潮来市の両農業委員会が出席しております。
		続きまして、５月２０日でございます。令和７年度の農業委員会地区協議会、事務局長会議が大洗シーサイドホテルで開催されております。こちらは、会長と事務局で出席しております。
		同じく、２０日から２１日、市町村農業委員会会長・事務局長会議ということで、同じく大洗シーサイドホテルで開催されております。そちらについては、令和７年度の農業委員会の事業推進等についての内容でございます。こちらでも会長、事務局で出席しております。
		続きまして、５月２３日、農作物病虫害防御対策協議会総会ということで、北浦庁舎におきまして、会長と会長代理出席の下、開催されております。
		そして、本日でございます。５月２６日、先ほどタブレット講習会、ワンデスクシステムの操作方法ということで全農業委員、推進委員の出席の下、開催をしております。
		そして、本日、第５回総会ということで、ただいまの総会でございます。
		以上です。
	(議案の審議)	
議 事	長	それでは、日程第５、議案の審議に入ります。
	(議案第２６号)	
議 事	長	議案第２６号 農地法第３条の規定による権利の設定、移転の許可についての件を議題といたします。事務局より説明願います。
事 務 局	長	議案第２６号 農地法第３条の規定による権利の設定、移転の許可について下記のとおり許可申請があったので提案する。令和７年５月２６日提出、行方市農業委員会 会長 椎名勇。

		案件につきましては、第9項までとなっております。事務局説明は、事前に配付しておりますので、割愛させていただきます。 なお、第1項から第9項におきまして、農地法第3条第2項の各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。以上です。
議	長	1項ごとに審議いたします。1項の調査員より調査の報告を求めます。4番、野口委員。
4	番	4番、野口です。第1項について調査報告いたします。 この調査は、椎名委員さん、推進委員の箕輪さん、森山さんにご協力をいただきました。 譲受人は、市内行方在住の80歳の農業の男性で、譲渡人は、横浜市在住、81歳の無職の男性です。申請事由は、新規就農のための譲受で、区分は、売買による所有権の移転です。地目は畑で、2筆で合計953平方メートル、1筆は、自宅に隣接し、もう1筆は、自宅から徒歩2分、150メートルぐらいで、現在は休耕地になっていますが、耕地に戻せる状態と確認しました。農機具等は、耕運機が1台、軽トラックを所有、その他知人に借りる予定で作業する予定です。特に問題もなく、許可相当と調査してまいりました。皆様のご審議のほどよろしく願います。以上です。
議	長	調査の結果は、特に問題もなく、許可相当ということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全	員	異議なし。（全員一致）
議	長	異議なしと認め、1項は原案のとおり可決いたします。
議	長	次に、2項の調査員より調査の報告を求めます。5番、木村委員。
5	番	5番、木村です。第2項について報告いたします。 この案件は、高塚委員、川島推進委員さんの協力をいただき、行ってきました。 譲渡人は、行方市手賀在住、77歳、無職の女性の方です。譲受人は、行方市玉造甲在住、42歳、会社役員兼業農家の女性の外国籍の方です。申請地は、10年前から耕作しておらず、渡人の旦那さんから話を聞いて譲ってもらいたいと思い、申請したそうです。今年は、稲作にも間に合わないため、田に戻して来年に作付するそうです。申請事由は、農業経営の規模拡大と経営安定のためです。区分は、売買による所有権移転、申請地まで自宅から10分程度で、農業機械等もそろっており、許可相当と調査してまいりました。ご審議のほどよろしく願います。以上です。
議	長	調査の結果は、自宅から10分、農機具等もそろっており、許可相当ということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
議	長	木村委員さんには、現地の監視というか、調査をよろしく願います。
5	番	すみません。監視してこの件はどうなっちゃう。ずっと私1年間……
議	長	農業委員として指導していくというのを願います。作物をちゃんと作ってもらうか確認してください。
5	番	引きつづいて、監視して、見ていけばいいですか。やっていないようだったら、何

		やっているんだという話をすれば。
議	長	指導のほうをお願いします。
1 2	番	在留カードの住所が違うようだが。
事 務	局	在留カードの表側については、当時の住所が入っているようです。裏面に、免許証を書き換えたときと同様に記載があります。
1 2	番	分かりました。
議	長	それでは、審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全	員	異議なし。（全員一致）
議	長	異議なしと認め、2項は原案のとおり可決いたします。
議	長	次に、3項の調査員より調査の報告を求めます。14番、本澤委員。
1 4	番	14番、本澤です。第3項の調査結果について報告いたします。
		なお、この調査には、近藤委員、小嶋、箕輪両推進委員さんの協力の下、調査を てまいりました。
		譲受人は、市内小貫在住、74歳の農業の男性です。譲渡人も市内小貫在住、87 歳の無職の女性です。申請事由は、農業経営の規模拡大。区分は、売買による所有 権の移転です。今回取得しようとする農地は、現在譲受人が耕作している農地で、 自宅より車で3分、譲渡人も所有権の移転を承諾しており、農業従事日数も200 日以上、農機具等もそろい、許可相当と調査してまいりました。皆様のご審議よろ しくお願いいたします。
議	長	調査の結果は、現在、請人が耕作しており、農機具等もそろっており、許可相当と いうことでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全	員	異議なし。（全員一致）
議	長	異議なしと認め、3項は原案のとおり可決いたします。
議	長	次に、4項の調査員より調査の報告を求めます。12番、橋本委員。
1 2	番	12番、橋本です。4項の調査報告をします。
		なお、この案件については、一村委員、金田、宮寄両推進委員の協力の下、調査し てまいりました。
		譲受人は、市内白浜在住の70歳代の農業の男性です。譲渡人は、市内青沼在住の 60歳代の会社員の男性です。2人の関係は親戚です。場所は、青沼春日神社付近 の水田です。面積は3,564平米です。申請事由は、農業経営の拡大、充実のため です。区分は、贈与による所有権の移転です。従事日数は年間300日、通作距 離約2キロ、通作時間は約10分です。また、農機具等もそろっており、問題ない と思われます。委員の皆様のご審議のほどよろしくお願いいたします。以上です。
議	長	調査の結果は、2人は親戚関係、農機具等もそろっており、許可相当ということ でした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全	員	異議なし。（全員一致）
議	長	異議なしと認め、4項は原案のとおり可決いたします。

議 1	長 7 番	次に、5項の調査員より調査の報告を求めます。17番、郡司委員。 17番、郡司です。第5項の調査報告をいたします。 この案件については、宇井推進委員とともに調査してまいりました。 譲受人は、47歳で、行方市荒宿に在住し、農業兼会社役員の方です。家族で水稲、露地野菜など610アールほど営農しております。譲渡人は、80歳で同市於下に在住し、会社役員の方です。申請事由は、農業経営の規模拡大のためです。区分は、売買による所有権移転になります。調査の結果問題ないものと調査してまいりました。皆様のご審議よろしく申し上げます。以上です。
議 全 議	長 員 長	調査の結果は、何の問題もないということで、許可相当ということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。 異議なし。（全員一致） 異議なしと認め、5項は原案のとおり可決いたします。
議 1	長 0 番	次に、6項、7項は関連がありますので、一括審議といたします。調査員より調査の報告を求めます。10番、近藤委員。 10番、近藤でございます。6項、7項は関連がありますので、一括報告いたします。 調査には、本澤委員、小嶋、横田両推進委員さんの協力をいただき、調査してまいりました。 6項の借受人は、土浦市で太陽光発電事業を営む法人です。渡人は、市内在住の男性でございます。場所は、県道島並銚田線化蘇沼稻荷神社より西に500メートルほどのところでございます。申請事由は、営農型太陽光パネルの下部農地にブルーベリーを栽培するため、使用賃貸借権を設定したいということでございます。借受人は、農地所有適格法人の要件を満たしておりませんので、解除条件付の使用賃貸借により借り受けるものでございます。期間は、圃場の支柱部分の許可期間と同じ、令和10年6月16日までの3年間になります。 続きまして、7項の借受人は、土浦市で太陽光発電を目的とした3社からなる有限責任事業組合で、貸渡人は、6項と同じ方です。申請事由は、営農型パネルを設置するための空中部分に地上権を設定するためのものでございます。期間は、6項同様3年間になります。営農の詳細につきましては、5条のほうでご説明いたしますが、適切に営農されていまして、6項、7項については、許可相当と調査してまいりました。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。以上でございます。
議 全 議	長 員 長	調査の結果は、許可相当ということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。 異議なし。（全員一致） 異議なしと認め、6項、7項は原案のとおり可決いたします。
議 3	長 番	次に、8項、9項は関連がありますので、一括審議といたします。調査員より調査の報告を求めます。3番、大原委員。 3番、大原です。第8項、9項は関連がありますので、続けて報告いたします。

調査については、阿部委員、一條推進委員、山崎推進委員と調査してまいりました。

第8項の受人は、東京都葛飾区の法人。渡人は市内の法人です。9項に関しまして、受人は、8項と同様であり、渡人のほうは、小貫在住の79歳の農業の男性です。土地のほうは、8項は、市内小貫と行戸地区の畑1万1,119平米、9項は、市内小貫と行戸地区畑4,171平米です。両畑は隣接しており、合計1万5,290平米となります。申請事由ですけれども、営農型太陽光発電設備を設置するため、空中部分の区分、地上権を設定することです。この案件は令和4年5月に許可された案件であり、更新申請された案件です。現在の状況としては、3年目が全体の3分の1程度です。残りは、成長不良のため、1年苗と、2年苗となっています。成長不良の原因としては、委託業者にシャインマスカット育成に関する教養が乏しかったことが1つの原因と推測されるため、委託業者を変えるということです。今までの委託業者は除草するにも、安易に除草剤を頒布したことがあったそうですが、調査当日には、変更の委託業者と思われる方が草刈りを実施しておりました。また、シャインマスカット農家での研修を実施することです。経営状況ですけれども、棚等、全体的に設置しており、シャインマスカットの育成状態に沿った準備はできていると感じました。3年前の計画書では、シャインマスカットは苗受け後収穫に5年と記載されており、また、必要な書類もそろっており、申請の更新3年は必要と考えますので、許可相当と判断いたします。今後は、パトロールを実施して、状況、経過を監視していきます。皆様のご審議のほどをよろしくお願いいたします。以上です。

- 1 5 番 農地部会の風間です。8項、9項の、今、大原委員さんより説明があり、それに付随することになりであります。5月15日に、本件、本案件について、事業者呼んで、3年前の営農計画に対するシャインマスカットの生育状況について栽培技術や知識不足から、順調な生育に期待できない可能性があるため、違う作物を栽培してはどうかと、事業者聞き取りを行い、指導しました。生育不良については先ほど説明がありましたが、指導すると、事業者からは、令和4年に苗木を植えました。一度は枯れてしまいました。原因は、営農を担当する作業者の水やりや、通路の除草のための除草剤を使用したところによる樹木にかかってしまったことが原因だったということです。令和5年にも苗木を植えて、計画の本数を確保しましたが、また、管理不足により同じのが起こってしまったそうです。令和6年は農作業をする者を交代し、枯れた部分の苗木を植え直し、枯れることなく、現在は生育しているとのことでした。シャインマスカットは苗木から育てて5年育たないと出荷にはこぎ着けないようで、順調に生育しても、令和9年に実がつき、一部出荷できるとのことです。また、将来に向けたブドウ棚も1,000万円以上かけて設置したということです。シャインマスカットの栽培技術の習得には、山梨県で、シャインマスカットを栽培及び販売している農場責任者に現地に来てもらい、講習を受け、生育状況に応じて相談をできる体制とすることです。この方は営農型太陽光もシャインマスカットも栽培している方になります。農地部会としては、営農計画どおりに栽培するように指導しました。今後も生育状況や管理状況を管理しながら指

議 全 議	長	導等を行うと思いますので、皆様、よろしく申し上げます。以上であります。
	員	風間委員、ありがとうございました。ただいま、風間委員から農地部会の説明がございました。ここで審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
	長	異議なし。（全員一致） 異議なしと認め、８項、９項は原案のとおり可決いたします。
議 事 務 局		（議案第２７号）
	長	議案第２７号 農地法５条の規定による許可申請に対する権利の設定、移転を伴う転用許可についての件を議題といたします。事務局より説明願います。
	議 事 局	議案第２７号 農地法第５条の規定による許可申請に対する権利の設定、移転を伴う転用許可について、下記のとおり許可申請があったので提案する。令和７年５月２６日提出、行方市農業委員長 椎名勇。 案件につきましては、第１７項までとなっております。事務局説明は、事前に配付しておりますので、割愛させていただきます。以上です。
議 4	長	１項ごと審議といたします。調査員より調査の報告を求めます。４番、野口委員。
	番	４番、野口です。第１項について調査報告いたします。 この調査は、椎名委員さん、推進委員の箕輪さん、森山さんにご協力をいただきました。
		譲受人は、東京在住、会社経営の５１歳の男性で、譲渡人は、市内行方在住の農業の６４歳の男性です。申請事由は、太陽光発電事業のためです。譲受人は、自社消費発電のため候補地を探しており、譲渡人は、現在、耕作することができずに困っていましたが、有効活用できる事業者さんが現れたため、申請に至りました。区分は売買による所有権移転です。地目は畑で、現在は行方市行方内宿、面積は４７４平方メートルで、譲渡人の自宅から３００メートルくらいの場所にあります。事業面積は、太陽光パネル１６０枚、パワコン１０台、周りをフェンス等で囲い、事業計画書も添付されており、許可相当と調査してまいりました。皆様のご審議よろしくをお願いいたします。以上です。
議 全 議	長	調査の結果は、関係書類も添付してあり、許可相当ということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
	員	異議なし。（全員一致）
	長	異議なしと認め、１項は原案のとおり可決いたします。
議 8	長	次に、２項から５項までは関連がありますので、一括審議といたします。調査委員より調査の報告を求めます。８番、関口委員。
	番	８番、関口です。２項、３項、４項、５項は関連がありますので、一括の報告とさせていただきます。 なお、この調査には風間委員、飯島委員、千ヶ崎推進委員さんの協力を得て、調査をしてまいりました。
		譲受人は、２項、３項、４項、５項とも水戸市緑岡の会社法人で、電気事業、エネルギー関連の事業を行っております。申請事由は、各項とも、鉾田、鹿行地区へ電

		力供給している既設送電線で、鉾田線が、近年、再生可能エネルギー発電の接続により、電流の逆流に加え、フリッカーの発生など、過負荷状態で不安定なものが続いているため、一時、変電所の建設により安定した電力を供給したいとのことです。2項の譲渡人は、市内羽生在住の70歳の男性です。区分は売買による所有権移転で、譲受人の要望によるものです。3項の譲渡人は、市内羽生在住の57歳の男性です。区分は売買による所有権移転で、譲受人の要望によるものです。4項の譲渡人は、市内羽生在住の79歳の男性です。区分は売買による所有権移転で、譲受人の要望によるものです。5項の譲渡人は、市内羽生在住の74歳の女性です。区分は売買による所有権移転で、譲受人の要望によるものです。申請地は同じ場所で、羽生郵便局より茨城空港に向かい、500メートル先を左折し、500メートル先の右側です。調査の結果、各項とも事業計画書、資金計画書そろっており、許可相当と調査をしていました。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。
議	長	調査の結果は、関係書類も添付してあり、許可相当ということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全	員	異議なし。（全員一致）
議	長	異議なしと認め、2項から5項までは許可相当として、常設審議委員会に諮問いたします。
議	長	次に、6項、7項は関連がありますので、一括審議といたします。調査員より調査の報告を求めます。2番、豊村委員。
2	番	2番、豊村です。6項、7項は関連がありますので、一括して報告いたします。この件は、木村委員にご協力いただき、調査してまいりました。6項の譲受人は、市内玉造在住の会社代表の男性です。譲渡人は、鹿嶋市在住の30代の女性で、2人の関係は親戚になります。7項の譲受人は、同じく市内在住の会社代表の男性で、譲渡人は、本人になります。申請事由は、事業拡張のため、区分は売買による所有権移転です。現在の資材置場では、車両を十分に収容できなくなったため、事務所に隣接した土地を確保したいとのこと、場所は、緑ヶ丘地区の鮮魚店から玉造方面に550メートルほどのところですが。事業計画書、残高証明書、見積書、その他関係書類も整っており、許可相当と調査してまいりました。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。以上です。
議	長	調査の結果は、関係書類も整っており、許可相当ということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全	員	異議なし。（全員一致）
議	長	異議なしと認め、6項、7項までは原案のとおり可決いたします。
議	長	次に、8項、9項、10項は関連がありますので、一括審議といたします。調査員より調査の報告を求めます。
8	番	8番、関口です。8項、9項、10項は関連がありますので、一括の報告とさせていただきます。なお、この調査は、風間委員、飯島委員、千ヶ崎推進委員さんの協力を得て、調査

		をしてまいりました。 譲受人は、８項、９項、１０項とも広島県広島市在住の株式会社の法人です。８項の譲渡人は、市内沖洲在住の６０歳の男性です。申請事由は、太陽光発電事業用地、区分は売買による所有権移転であります。譲渡人は、休耕地のまま放置しており、このままだと管理にも費用がかかり、手放したいということを考えていました。譲受人は、脱炭素社会を目標すべき、再生可能エネルギー電気の普及に貢献する土地を探していたところ、申請地を紹介していただき、合意に至りました。申請地に用いる設備はモジュール５９０ワットを１５６枚、パワーコンディショナー４．９５キロワットを９台予定しております。現地は、羽生郵便局より国道３５５号を小美玉市に向かい、１．２キロメートル先にある東宝ランド入口の手前を右折し、４００メートル先の右側です。 続きまして、９項のほう、譲渡人は、市内沖洲在住の７６歳の男性です。申請事由は、太陽光発電事業用地、区分は売買による所有権移転であります。譲渡人は、休耕地のまま放置したままで、管理に費用がかかるので、手放したいと考えていました。譲受人は、脱炭素社会を目指すべき、再生可能エネルギー電気の普及に貢献する土地を探していたところ、申請地を紹介していただき、合意となりました。申請地に用いる設備はモジュール５９０ワットを１５６枚、パワーコンディショナー４．９５キロワットを９台予定しています。現地は、羽生郵便局より国道３５５号を小美玉市に向かい、１．２キロメートル先にある東宝ランドの入口の手前を右折し、４００メートル先の右側です。 １０項のほうなのですが、譲渡人は、市内沖洲、８２歳の男性です。申請事由は、太陽光発電事業用地、区分は売買による所有権移転であります。譲渡人は、休耕地のまま放置しており、管理に費用がかかるので、手放したいと考えていました。譲受人は、脱炭素社会を目指し、再生可能エネルギー電気の普及に貢献する土地を探していたところ、申請地を紹介していただき、合意に至りました。申請地に用いる設備はモジュール５９０ワットを１４４枚、パワーコンディショナーを４．９５キロワットを９台予定しております。現地は、羽生郵便局より国道３５５号を小美玉市に向かい、１．２キロメートル先にある東宝ランドの入口手前を右折し、４００メートル先の土地です。事業の結果、８項、９項、１０項とも事業計画書、資金計画書もそろっており、許可相当と調査をしてまいりました。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。
議	長	調査の結果は、８項、９項、１０項とも休耕地で、そのほか、関係書類も添付しており、許可相当ということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全 議	員 長	異議なし。（全員一致） 異議なしと認め、８項、９項、１０項は原案のとおり可決いたします。
議 1 5 番	長 5 番	次に、１１項の調査員より調査の報告を求めます。１５番、風間委員。 １５番、風間です。１１項の調査報告をします。 この調査は、関口、飯島委員さん、推進委員の千ヶ崎委員さんと共に調査してまい

		りました。
		譲受人は、小美玉市の70歳の女性です。譲渡人は、市内浜地区在住、70歳の方です。申請事由については、記載のとおりで、自己資金による自己住宅の建築です。場所は、国道355号線浜地区より谷島地区へ向かう途中のところでは、必要な書類もそろい、許可相当と調査してまいりました。ご審議よろしくお願ひします。以上です。
議	長	調査の結果は、必要書類も添付であり、許可相当ということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全	員	異議なし。（全員一致）
議	長	異議なしと認め、11項は原案のとおり可決いたします。
議	長	次に、12項の調査員より調査の報告を求めます。10番、近藤委員。
1	0	10番、近藤でございます。12項の調査報告をいたします。
		調査には、本澤委員、小嶋、横田両推進委員さんに協力をさせていただきました。
		受人は、行方市両宿在住、33歳の男性です。渡人は、行方市両宿在住の95歳の男性です。2人の関係は祖父と孫の関係になります。申請事由につきましては、自己用住宅の建築、区分は、贈与でございます。自宅の老朽化に伴い、耐震性に対する心配もあり、自己用住宅を建築したいということでございます。現場は、島並線と国道345号線交差点から東へ500メートルのところでございます。必要書類としまして、事業計画書、資金借入等をそろっており、許可相当と調査してまいりましたので、皆様のご審議をよろしくお願ひいたします。以上でございます。
議	長	調査の結果は、必要書類も添付してあり、許可相当ということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全	員	異議なし。（全員一致）
議	長	異議なしと認め、12項は原案のとおり可決いたします。
議	長	次に、13項、14項は関連がありますので、一括審議といたします。調査員より調査の報告を求めます。16番、小沼委員。
1	6	16番、小沼です。これは、議長の案件でございますので、13項、14項は関連があるので、一括、調査報告をします。
		調査には、野口委員さん、推進委員の森山さん、箕輪さんに協力をいただきました。
		譲受人は、13項、14項とも、行方市南の法人の代表取締役の男性の方です。13項の譲渡人は、行方市島並在住の男性の方、申請理由は、砂利採取進入路の一時転用の許可日から3年です。区分は、使用貸借権です。
		14項の譲渡人は、行方市麻生在住の本人でございます。申請理由は、砂利採取場、一時転用の許可日から3年です。区分は、使用貸借権です。現地を確認したところ、14項の渡人の山と田の砂利を取るための今回の申請となると分かりました。調査の結果、許可相当と調査をしてまいりました。皆様、ご審議よろしくお願ひします。以上です。

議	長	調査の結果は、許可相当ということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全	員	異議なし。（全員一致）
議	長	異議なしと認め、１３項、１４項は原案のとおり可決いたします。
議	長	次に、１５項の調査員より調査の報告を求めます。１０番、近藤委員。
１	０	番
		１０番、近藤でございます。１５項について調査報告いたします。
		調査には、本澤委員、小嶋、横田両推進委員さんの協力をいただき、調査してまいりました。
		この案件は、３条の６項、７項でご審議をいただいた同一案件となっております。
		１５項の借受人は、土浦市で太陽光発電を目的とした３社からなる有限責任事業組合であります。渡人は、市内両宿在住の男性でございます。申請内容は、営農型太陽光発電設備ソーラーシェアリングに係る一時転用で、賃借権設定でございます。
		場所は、県道島並鉾田線、化蘇沼稻荷神社より西に５００メートルほどのところでございます。事業面積２万３，４４９．７１平米にモジュール６，１９２枚、７８１本の支柱、引込み柱１本、キュービクル設備１台、ＰＣＳ（パワーコンディショナー）６台、集積箱１２面を設置し、その合計６１．４２平米を一時転用するものでございます。３年前の申請で、北東部に植付けがされていなかったため指導しました経過がございます。今回は状況を確認し、１６０本の２年物の苗が植付けされておりました。場所によっては、生育状況に差が出ているように見えてましたが、意見書にもあるように、問題のあったところは指導に従い、改善策を講じてきており、現状の栽培管理が続けば、良化方向に向かうと思われる所見が記載されております。初期の生育不足、水枯れのため、収量はまだ見込まれてはおりませんが、適切に管理されていることが確認できましたので、許可相当と調査してまいりました。皆様のご審議よろしくをお願いいたします。以上でございます。
議	長	調査の結果は、問題がありますが、頑張って育てていくということで、許可相当ということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全	員	異議なし。（全員一致）
議	長	異議なしと認め、１５項は許可相当として、常設審議委員会に諮問いたします。
議	長	次に、１６項、１７項は関連がありますので、一括審議といたします。調査員より調査の報告を求めます。３番、大原委員。
３	番	番
		３番、大原です。第１６項、１７項は関連がありますので、続けて報告いたします。
		調査については、阿部委員、一條推進委員、山崎推進委員と調査してまいりました。
		この案件ですけれども、３条の８項、９項でも報告いたしましたもので、受人と渡人は同様であります。事由は、営農型太陽光発電設備支柱設置のために、小貫、行戸、合わせて１万５，２９０平米のうち、４．２７平米が一時転用となります。この案件も令和４年５月に許可された案件で、更新申請された案件です。関係書類も

		そろっており、許可相当と判断いたしました。今後はパトロールをして、営農状況、経過を監視してまいります。皆様のご審議のほどよろしく願いいたします。以上です。
議	長	調査の結果、今後、パトロールをして、現地の動向を確認するということでした。そして、許可相当ということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全	員	異議なし。（全員一致）
議	長	異議なしと認め、１６項、１７項は許可相当として、常設審議委員会に諮問いたします。
		（議案第２８号）
議	長	議案第２８号 農地法第５条の規定による許可後の事業計画変更の承認についての件を議題といたします。事務局より説明願います。
事	務	局
		議案第２８号 農地法第５条の規定による許可後の事業計画変更の承認について、下記のとおり承認申請があったので提案する。令和７年５月２６日提出、行方市農業委員会会長 椎名勇。 案件につきましては、第１項のみとなっております。事務局説明は、事前に配付しておりますので、割愛させていただきます。以上です。
議	長	１項ずつ審議いたします。それでは、調査員より調査の報告を求めます。１６番、小沼委員。
１	６	番
		１６番、小沼です。これも会長の案件でございます。第５条の１項の調査報告をします。 調査には、農地委員さんと推進委員の森山さん、箕輪さんの協力を得てきました。申請人は、行方市南の法人の代表取締役の男性の方です。申請理由は、砂利採取場一時転用の転用期間の変更です。許可日から３年です。事業延長のための今回の申請とのことでした。調査の結果、許可相当と調査をしてまいりました。皆様のご審議よろしく願いします。以上です。
議	長	調査の結果は、許可相当ということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全	員	異議なし。（全員一致）
議	長	異議なしと認め、１項は原案のとおり可決いたします。
		（議案第２９号）
議	長	議案第２９号 現況証明願についての件を議題といたします。事務局より説明願います。
事	務	局
		議案第２９号 現況証明願について、下記のとおり証明願があったので提案する。令和７年５月２６日提出、行方市農業委員会会長 椎名勇。 案件につきましては、第１項のみとなっております。事務局説明は、事前に配付しておりますので、割愛させていただきます。以上です。

議	長	1 項ごとに審議いたします。1 項の調査員より調査の報告を求めます。4 番、野口委員。
4	番	4 番、野口です。第 1 項について調査報告いたします。 この調査は、椎名委員さん、推進委員の箕輪さん、森山さんに協力をしていただきました。 申請人は、行方市於下在住の男性です。申請事由は、地目変更登記のため。区分は非農地証明になります。土地の表示は行方市藤井畢広地、地目は畑 5 筆で、合わせて 2, 1 3 3 平方メートルです。場所は旧国道 3 5 5 号沿いの藤井地内の美容室から 1 0 0 メートルぐらい東に入ったところで、現在は、車で入れるような道ではありません。3 0 年以上利用されていないため、山林化としており、隣の山とも一体化して、中へは歩いていけない状況です。見た感じ、農地への復元は困難なため、許可相当と調査してまいりました。皆様のご審議よろしく願いいたします。 以上です
議	長	調査の結果は、3 0 年以上耕作されておらず、山林化しているということで、許可相当ということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全	員	異議なし。（全員一致）
議	長	異議なしと認め、1 項は証明書を交付することに決定いたします。
		(議案第 3 0 号)
議	長	議案第 3 0 号 令和 6 年度推進委員と最適化活動の点検・評価についての件を議題といたします。事務局より説明願います。
事	務	それでは、議案第 3 0 号 令和 6 年度推進委員等の最適化活動の点検・評価について、下記のとおり提案する。令和 7 年 5 月 2 6 日提出、行方市農業委員長 椎名
局		勇。
		タブレットの総会資料のフォルダの中の資料 1 をご覧いただきたいと思います。
		総会資料のほうの資料ナンバー 1 というものをご覧下さい。こちらには、資料ナ
		ンバー 1 ということで、令和 6 年度の委員さんの活動状況、毎月、提出されてお
		りますが、そちらの活動記録を集計したものになっております。こちらにつきましては、3 5 人分が合算されております。
		農業委員会全体の活動日数といたしましては 2, 4 5 4 日ということでございま
		す。単純に 3 5 人でなされますと 5. 8 日ということでありました。行方市の農業
		委員会の活動目標につきましては、1 人、1 月 6 日以上というようなことで、目標
		を設定しているところでありますので、あと少し、活動を頑張っていただければな
		と思います。
		また、感触としては、活動は、されていますが、活動の記録簿のほうに書かれてい
		ないような活動があるかと思いますので、実際、そういう農地の貸し借りなんか
		で相談受けても、成果が出ていないから記録しないということではなくて、相談が
		あった、そういうこと自体が活動だと思いますので、そういったものについても、
		活動したということで、記録をしていただければというふうに考えております。

		それから、農地の集積等ですけれども、1年245ヘクタールに対して223.94ということですので、若干下回っていますが、それなりに集積がされているというような状況です。 右側のほうになりますけれども、皆さんのほうで、事務の点検評価というところで挙げられたもの、これは、主なものでございますけれども、なかなか日々の活動記録がちょっと難しかったということですので、今後、タブレットなんかにも、1回簡単に記録して、後で訂正なんかもできるような機能もあると思いますので、最終的に、きれいに記録を整えてもらえば、記録漏れがなくなるのかなというふうには思っております。 それから、農地の集積ですけれども、やはり、耕作の条件がいいところは探せるけれども、やはり、条件が悪いところは難しいというようなことです。 それから、新規参入者の貸出しについての同意ですが、知らない人への貸したくないというような気持ち、そういったものが多く寄せられたというような結果でございました。 全体としての結果ですけれども、若干ですが、目標を下回ったかなということですが、令和7年度については、より一層の活動をしていただいて、皆さん、月最低6日以上活動していただけるようお願いをいたします。活動記録の活動の点検・評価については以上でございます。
議	長	ここで、ただいま事務局から説明がありました。皆様からのご意見があればお願いいたします。 ございませんか。それでは、ないようですので、皆様のご審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全	員	異議なし。（全員一致）
議	長	異議なしと認め、令和6年度推進委員等最適化活動点検・評価については原案のとおり決定いたします。
		（議案第31号）
議	長	議案第31号 農地中間管理事業の推進に関する農用地利用集積等促進計画案の意見決定についての件を議題といたします。事務局より説明願います。
事	務	議案第31号 農地中間管理事業の推進に関する農用地利用促進計画案の意見決定について、下記のとおり意見が求められたので提案する。令和7年5月26日提出、行方市農業委員長 椎名勇。
局		別紙、資料ナンバー2をご覧くださいと思います。
		行方市長より、行方市農業委員長宛てに農用地利用促進計画案に係る意見を求められております。計画案は、令和7年7月1日始期の新規20件、46筆、7万6,603平米になります。詳細につきましては、次のページの一覧表でご確認いただきたいと思います。以上です。
議	長	ご審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。

全 議	員 長	異議なし。（全員一致） 異議なしと認め、農地中間管理事業の推進に関する農用地利用集積等促進計画案の意見決定については、原案のとおりと決定いたします。
議	長	（報告第２２号）（報告第２３号）（報告第２４号）（報告第２５号） 次に、報告案件に入ります。報告第２２号 農地法５条の規定による許可の取消願の受理について、報告第２３号 農地法第３条３項の第１項の規定による届出書の受理について、報告第２４号 農地法第１８条第６項の規定による通知書の受理について、報告第２５号 農業委員及び農地利用最適化推進委員活動状況について、以上の報告案件について、一括して事務局より説明願います。
事 務 局		報告第２２号 農地法５条の規定による許可の取消願の受理について、下記のとおり報告する。令和７年５月２６日提出、行方市農業委員会長 椎名勇。 土地は麻生地内の畑１，４１６平米になります。令和４年６月２７日付で太陽光発電事業に伴う転用許可を受けましたが、事業は実施されことなく現在に至っております。土地の売買に条件が折り合わなかったことから、取消願が提出されております。 続きまして、報告第２３号 農地法第３条の３第１項の規定による届出書の受理について、下記のとおり報告する。令和７年５月２６日提出、行方市農業委員会長 椎名勇。 こちらは相続により所有権を取得された方の届出５件の一覧になりますので、ご確認ください。 続きまして、報告第２４号 農地法第１８条第６項の規定による通知書の受理について、下記のとおり報告する。令和７年５月２６日提出、行方市農業委員会長 椎名勇。 こちらは合意解約により賃借権を解約した通知があった２件の一覧になります。ご確認ください。 続きまして、報告第２５号 農業委員及び農地利用最適化推進委員活動状況について、下記のとおり報告する。令和７年５月２６日提出、行方市農業委員会長 椎名勇。 こちらは先月に提出いただいた活動記録簿を集計したものになります。こちらもご確認ください。以上です。
議 全 議	長 員 長	報告案件について質疑を求めます。ご異議ございませんか。 異議なし。（全員一致） 異議なしと認めます。
		（閉会宣告） 午後４時５分
議	長	これにて、本総会に付議されました案件の審議は全て終了しました。よって、第５回総会を閉会といたします。ご苦労さまでした。